防衛装備庁公示第２０号
平成２７年１０月１日
一部改正：防衛装備庁公示第２８７号
令和６年１月２３日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
深澤　雅貴

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ　契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ　契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ　企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ　複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ　試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ　過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：別紙（対象契約一覧表）

別　紙

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
1	航空機模擬標的（Ⅵ型）の製造に係る契約	ア	27.10.1	航空機模擬標的（Ⅵ型）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
2	ヘリコプタけん引装置（２２ＤＤＨ用）の製造に係る契約	イ	27.10.1	ヘリコプタけん引装置（２２ＤＤＨ用）の製造に必要となるライセンス実施権を英国ダグラス　イクイップメント　リミテッドから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
3	ヘリコプタけん引装置（２４ＤＤＨ用）の製造に係る契約	イ	27.10.1	ヘリコプタけん引装置（２４ＤＤＨ用）の製造に必要となるライセンス実施権を英国ダグラス　イクイップメント　リミテッドから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
4	ＵＨ－６０Ｊ用慣性航法装置等に係る契約	ア	27.10.1	ＵＨ－６０Ｊ用慣性航法装置等の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
5	Ｆ－２航空機用発電機に係る契約	ア	27.10.1	Ｆ－２航空機用発電機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
6	ＳＨ－６０Ｋ用メモリーカード記録器に係る契約	イ	27.10.1	ＳＨ－６０Ｋ用メモリーカード記録器の製造に必要となるライセンス実施権を米国ジェネラル・エレクトリック・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
7	ＵＨ－６０Ｊ航空機用シンボルジェネレーターに係る契約	ア	27.10.1	ＵＨ－６０Ｊ航空機用シンボルジェネレーターの製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	航空機模擬標的（Ⅷ型）の製造に係る契約	ア	27.10.1	航空機模擬標的（Ⅷ型）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
9	空対空用小型標的の製造に係る契約	エ	27.10.1	空対空用小型標的の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
10	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
11	Ｆ－４航空機用計器（油圧計）の製造に係る契約	イ	27.10.1	Ｆ－４航空機用計器（油圧計）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
12	ＳＨ－６０Ｊ、ＳＨ－６０Ｋ及びＵＨ－６０Ｊ航空機用発電機の製造に係る契約	ア、イ	27.10.1	ＳＨ－６０Ｊ、ＳＨ－６０Ｋ及びＵＨ－６０Ｊ航空機用発電機の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること、並びにＳＨ－６０Ｊ、ＳＨ－６０Ｋ及びＵＨ－６０Ｊ航空機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
13	Ｆ－１５航空機用燃料計システムの製造に係る契約	イ	27.11.9	Ｆ－１５航空機用燃料計システムの製造に必要となるライセンス実施権を米国シモンズ・プレシジョン・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
14	ＯＨ－１航空機用ローターブレイドの製造に係る契約	ア	27.12.2	ＯＨ－１航空機用ローターブレイドの製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
15	ＯＨ－１航空機用統合制御処理器の製造に係る契約	ア	28.1.28	ＯＨ－１航空機用統合制御処理器の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
16	ＯＨ－１航空機用姿勢方位基準装置の製造に係る契約	ア	28.1.28	ＯＨ－１航空機用姿勢方位基準装置の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
17	投下管制装置（HWG－３・ＳＨ－６０Ｋ用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となる投下管制装置（HWG－３・ＳＨ－６０Ｋ用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
18	Ｆ－１５航空機用部品（ＤＵＣＴ）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＦ－１５航空機用部品（ＤＵＣＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
19	ＵＨ－１航空機用部品（燃料タンク）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＵＨ－１航空機用部品（燃料タンク）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	Ｐ－３Ｃ用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＰ－３Ｃ用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
21	ＵＳ－１Ａ／ＵＳ－２／ＴＣ－９０用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＵＳ－１Ａ／ＵＳ－２／ＴＣ－９０用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
22	ＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
23	ＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（エマージェンシーフロート用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（エマージェンシーフロート用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
24	Ｆ－１５用ＦＤＬ地上再生装置の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるＦ－１５用ＦＤＬ（Ｆｉｇｈｔｅｒ　Ｄａｔａ　Ｌｉｎｋ）地上再生装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
25	Ｆ－１５航空機用計器（時計）の製造に係る契約	キ	28.8.16	契約履行に必要となるＦ－１５航空機用計器（時計）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
26	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
27	ＤＤＲベンチ・テスタ　Ｊ／ＵＳＭ－２２９の製造に係る契約	キ	28.9.6	契約履行に必要となるＦ－１５用のＤＤＲベンチ・テスタ　Ｊ／ＵＳＭ－２２９の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
28	Ｆ－１５用機体通信電子部品（ＲＥＣＯＲＤＥＲ，ＶＩＤＥＯ）の製造に係る契約	キ	28.9.6	契約履行に必要となるＦ－１５用機体通信電子部品（ＲＥＣＯＲＤＥＲ，ＶＩＤＥＯ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
29	重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28.9.16	契約履行に必要となる重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
30	ＳＨ－６０Ｋ整備データモニタリング装置の製造に係る契約	キ	28.9.16	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｋ整備データモニタリング装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
31	ＯＨ－１用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.10.7	契約履行に必要となるＯＨ－１用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
32	ＯＨ－１用多機能表示器の製造に係る契約	キ	28.10.7	契約履行に必要となるＯＨ－１用多機能表示器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
33	コントロール・システム・テストセット（Ｆ３用）の製造に係る契約	キ	28.10.7	コントロール・システム・テストセット（Ｆ３用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
34	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験供試体用支持部品及び油圧源等の製造に係る契約	カ	28.10.13	ウェポンリリース・ステルス化（その２）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
35	重物料投下器材（プラットホーム転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28.10.13	契約履行に必要となる重物料投下器材（プラットホーム転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
36	ＨＵＭＳ用整備器材（ＵＨ－６０Ｊ用）の製造に係る契約	キ	28.11.2	契約履行に必要となるＨＵＭＳ用整備器材（ＵＨ－６０Ｊ用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
37	Ｆ－１５近代化機HMD用ヘルメットの製造に係る契約	キ	28.11.2	契約履行に必要となるＦ－１５近代化機HMD用ヘルメットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
38	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
39	ＵＨ－６０ＪＡ整備用部品（ＭＵＬＴＩ　ＦＵＮＣＴＩＯＮ　ＤＩＳＰＬＡＹ）の製造に係る契約	キ	28.12.19	契約履行に必要となるＵＨ－６０ＪＡ整備用部品（ＭＵＬＴＩ　ＦＵＮＣＴＩＯＮ　ＤＩＳＰＬＡＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
40	ＭＤＲ（Ｆ－２の支援戦闘能力向上用）の製造に係る契約	カ	28.12.19	Ｆ－２の支援戦闘能力向上の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
41	削除				
42	ＯＨ－１用増槽燃料タンクの製造に係る契約	イ	29.1.17	ＯＨ－１用増槽燃料タンクの製造に必要となるライセンス実施権を米国ジェネラル・ダイナミクス・アーマメント・アンド・テクニカル・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
43	ＵＨ－６０Ｊ用飛行指示制御装置の製造に係る契約	ア	29.1.17	ＵＨ－６０Ｊ用飛行指示制御装置の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
44	多機能表示装置（Ｆ－１５用）の製造に係る契約	キ	29.1.17	契約履行に必要となる多機能表示装置（Ｆ－１５用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
45	Ｃ－２航空機搭載電子機器初度部品（ＥＱＵＩＰ　ＡＳＳＹ－ＤＩＳＰＬＡＹ　ＵＮＩＴ及びＥＱＵＩＰ　ＡＳＳＹ－ＦＬＩＧＨＴ　ＣＯＮＴＲＯＬ　ＣＯＭＰＵＴＥＲ）の製造に係る契約	ア	29.1.31	Ｃ－２航空機搭載電子機器初度部品（ＥＱＵＩＰ　ＡＳＳＹ－ＤＩＳＰＬＡＹ　ＵＮＩＴ及びＥＱＵＩＰ　ＡＳＳＹ－ＦＬＩＧＨＴ　ＣＯＮＴＲＯＬ　ＣＯＭＰＵＴＥＲ）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
46	標的用トランスポンダの製造に係る契約	キ	29.5.18	契約履行に必要となる標的用トランスポンダの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
47	エンジン消火用カートリッジ（国産）（ＵＨ－６０用）の製造に係る契約	キ	29.7.6	契約履行に必要となるエンジン消火用カートリッジ（国産）（ＵＨ－６０用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること並びに火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
48	削除				
49	超低高度えい航標的ＪＡＱ－５０の製造に係る契約	イ	29.7.6	超低高度えい航標的ＪＡＱ－５０の製造に必要となるライセンス実施権を米国メギット・ディフェンス・システムズ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
50	Ｆ－１５用機体通信電子部品（ＲＥＭＯＶＡＢＬＥ　ＭＥＭＯＲＹ　ＭＯＤＵＬＥ）の製造に係る契約	キ	29.7.20	契約履行に必要となるＦ－１５用機体通信電子部品（ＲＥＭＯＶＡＢＬＥ　ＭＥＭＯＲＹ　ＭＯＤＵＬＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
51	多機能化ＦＤＲ用データ読出しユニットの製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となる多機能ＦＤＲ用データ読出しユニットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
52	ＯＨ－６Ｄ整備用部品（国産）（ＣＥＬＬ　ＡＳＳＹ及びＡＮＴＥＮＮＡ　ＫＩＴ）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となるＯＨ－６Ｄ整備用部品（国産）（ＣＥＬＬ　ＡＳＳＹ及びＡＮＴＥＮＮＡ　ＫＩＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
53	ＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（カーゴフック用）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｊ／Ｋ／ＵＨ－６０Ｊ用カートリッジ（カーゴフック用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
54	ＯＨ－１整備用部品（国産）（ＨＡＲＮＥＳＳ　ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	29.10.3	契約履行に必要となるＯＨ－１整備用部品（国産）（ＨＡＲＮＥＳＳ　ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
55	飛行試験機改修キット補用品の製造に係る契約	カ	29.10.3	航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーション（その１）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
56	対空射撃用標的（ＦＢ等及びＵＡＶ等）の製造に係る契約	エ	29.12.6	対空射撃用標的（ＦＢ等及びＵＡＶ等）の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
57	削除				
58	ＣＨ－４７用多機能表示装置の製造に係る契約	キ	29.12.26	契約履行に必要となるＣＨ－４７用多機能表示装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
59	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
60	ＵＨ－１整備用部品（国産）（ＳＫＩ ＡＳＳＥＭＢＬＹ　ＦＷＤ－（ＬＨ，ＲＨ）、ＳＫＩ　ＡＳＳＥＭＢＬＹ　／ＡＦＴ－（ＬＨ，ＲＨ））の製造に係る契約	キ	30.1.18	契約履行に必要となるＵＨ－１整備用部品（国産）（ＳＫＩ　ＡＳＳＥＭＢＬＹ　ＦＷＤ－（ＬＨ，ＲＨ）、ＳＫＩ　ＡＳＳＥＭＢＬＹ　／ＡＦＴ－（ＬＨ，ＲＨ））の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
61	Ｆ－１５航空機用維持部品（国産）（ＨＥＡＴ　ＥＸＣＨＡＮＧＥＲ）の製造に係る契約	イ	30.1.22	Ｆ－１５用維持部品（国産）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
62	Ｆ－１５航空機用維持部品（国産）（ＶＡＬＶＥ及びＴＵＲＢＩＮＥ）の製造に係る契約	イ	30.1.22	Ｆ－１５用維持部品（国産）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
63	Ｆ－１５航空機用維持部品（国産）（ＳＥＰＡＲＡＴＯＲ）の製造に係る契約	イ	30.7.3	Ｆ－１５用維持部品（国産）（ＳＥＰＡＲＡＴＯＲ）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
64	電動アクチュエーションシステムの研究試作の電磁干渉試験用器材	カ	30.7.3	電動アクチュエーションシステム（その２）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
65	Ｃ－１３０Ｈ航空機用維持部品（ＧＥＮＥＲＡＴＯＲ）の製造に係る契約	キ	30.7.3	契約履行に必要となるＣ－１３０Ｈ航空機用維持部品（ＧＥＮＥＲＡＴＯＲ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
66	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験供試体のランチャー用治具の製造に係る契約	カ	30.7.6	ウェポンリリース・ステルス化（その２）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
67	Ｐ－１　Ａタイプ・ストアキャリアの製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　Ａタイプ・ストアキャリアの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
68	Ｐ－１　ソノブイ・ラックの製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　ソノブイ・ラックの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
69	Ｐ－１　ＡＳＭ用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　ＡＳＭ用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
70	Ｐ－１　ウイング・パイロンの製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　ウイング・パイロンの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
71	Ｐ－１　機雷用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　機雷用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
72	Ｐ－１　魚雷用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＰ－１　魚雷用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
73	Ｆ－１５統合電子戦機用通信電子部品（送信ユニット４）の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＦ－１５統合電子戦機用通信電子部品（送信ユニット４）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
74	Ｆ－１５用機体通信電子部品（ＶＲＳ　ＣＯＮＴＲＯＬ　ＰＡＮＥＬ）の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるＦ－１５用機体通信電子部品（ＶＲＳ　ＣＯＮＴＲＯＬ　ＰＡＮＥＬ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
75	ＵＨ－６０搭載電子機器部品（国産）の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるＵＨ－６０Ｊ用搭載電子機器部品（ＩＣＳ制御器及びＨＦ送受信機）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
76	航空機整備用部品（国産）の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるＡＨ－１Ｓ、ＵＨ－１Ｊ、及びＵＨ－６０ＪＡ用整備部品（ＣＬＯＣＫ－ＡＩＲＣＲＡＦＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
77	Ｆ－１５航空機用維持部品（ＥＷ　ＶＡＬＶＥ）の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるＦ－１５航空機用維持部品（ＥＷ　ＶＡＬＶＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
78	空対空用小型標的（巡航ミサイル模擬）の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となる空対空用小型標的（巡航ミサイル模擬）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
79	エンジン消火用カートリッジ（ＹＳ－１１用）の製造に係る契約	キ	30.11.7	契約履行に必要となるエンジン消火用カートリッジ（ＹＳ－１１用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
80	Ｆ－２航空機用維持部品（国産）（ＥＸＣＨＡＮＧＥＲ）の製造に係る契約	キ	30.11.13	契約履行に必要となるＦ－２航空機用維持部品（ＥＸＣＨＡＮＧＥＲ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
81	ＵＨ－１Ｊ用燃料タンク（国産）（ＦＵＥＬ　ＣＥＬＬ）の製造に係る契約	キ	30.12.4	契約履行に必要となるＵＨ－１Ｊ用燃料タンク（国産）（ＦＵＥＬ　ＣＥＬＬ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
82	削除				
83	Ｆ－１５航空機用維持部品（ＨＥＡＴ ＥＸＣＨＡＮＧＥＲ）の製造に係る契約	キ	30.12.26	契約履行に必要となるＦ－１５航空機用維持部品（ＨＥＡＴ　ＥＸＣＨＡＮＧＥＲ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
84	Ｆ－１５航空機用維持部品（ＭＡＮＩＦＯＬＤ）の製造に係る契約	イ	31.1.8	Ｆ－１５航空機用維持部品（ＭＡＮＩＦＯＬＤ）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ピィーティーアイ・テクノロジース・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
85	Ｆ－１５航空機用維持部品（ＯＲＩＦＩＣＥ）の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要となるＦ－１５航空機用維持部品（ＯＲＩＦＩＣＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
86	Ｆ－１５Ｊ／ＤＪ近代化改修　維持部品（ＣＯＣＫＰＩＴ　ＵＮＩＴ）の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要となるＦ－１５Ｊ／ＤＪ近代化改修維持部品（ＣＯＣＫＰＩＴ　ＵＮＩＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
87	ＯＨ－１整備用部品（ＬＩＧＨＴ　ＳＵＢ　ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要となるＯＨ－１整備用部品（ＬＩＧＨＴ　ＳＵＢ　ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
88	ＣＨ－４７整備用部品（ＶＥＲＴＩＣＡＬ　ＧＹＲＯ）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要となるＣＨ－４７整備用部品（ＶＥＲＴＩＣＡＬ　ＧＹＲＯ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
89	トータル・エンジン・マネージメント・システム（Ｆ１１０－１２９　Ｍ－ＤＥＣ用）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要となるトータル・エンジン・マネージメント・システム（Ｆ１１０－１２９　Ｍ－ＤＥＣ用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
90	携帯型トータル・エンジン・マネージメント・システム端末（Ｆ１１０－１２９　Ｍ－ＤＥＣ用）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要となる携帯型トータル・エンジン・マネージメント・システム端末（Ｆ１１０－１２９　Ｍ－ＤＥＣ用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
91	ＡＨ－１Ｓ用雪ぞり（ＳＫＩ　ＡＳＳＥＭＢＬＹ　ＦＷＤ）の製造に係る契約	キ	1.11.26	契約履行に必要となるＡＨ－１Ｓ用雪ぞり（SKI ASSEMBLY FWD）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
92	ＵＨ－６０／ＳＨ－６０用バッテリー（ＢＡＴＴＥＲＹ　ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	1.11.26	契約履行に必要となるＵＨ－６０／ＳＨ－６０用バッテリー（BATTERY ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
93	航空機模擬標的（Ⅶ型）の製造に係る契約	ア	1.11.26	航空機模擬標的（Ⅶ型）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
94	回転翼哨戒機（能力向上型）性能確認試験用器材の製造に係る契約	カ	1.12.24	回転翼哨戒機（能力向上型）（その１）から（その３）での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
95	削除				
96	磁探信号処理装置（ＨＳＡ－１０５Ｃ・ＳＨ－６０Ｋ用）の製造に係る契約	キ	2.7.1	契約履行に必要となる磁探信号処理装置（ＨＳＡ－１０５Ｃ・ＳＨ－６０Ｋ用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
97	ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要となるＰ－１ ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
98	ＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＨＯＩＳＴ）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要となるＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＨＯＩＳＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
99	Ｆ－１５搭載通電機器維持部品（国産）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要となるＦ－１５用搭載通電機器維持部品（国産）（ＨＵＤ ＶＩＤＥＯ ＳＥＮＳＯＲ ＨＥＡＤ、ＨＵＤ ＭＯＵＮＴＩＮＧ ＡＤＡＰＴＥＲ及びＶＳＤ ＶＩＤＥＯ ＳＥＮＳＯＲ ＨＥＡＤ並びにＰＯＷＥＲ ＳＵＰＰＬＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
100	展張・揚収・えい航装置用カートリッジ	キ	2.9.7	契約履行に必要となる展張・揚収・えい航装置用カートリッジの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
101	ＡＰＵ消火用カートリッジ、ＹＳ－１１用	キ	2.9.7	契約履行に必要となるＡＰＵ消火用カートリッジ、ＹＳ－１１用の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
102	ＦＤＲ用データ読み出し装置　Ｊ／ＰＹＱ－２Ａ	キ	2.9.7	契約履行に必要となるＦＤＲ用データ読み出し装置Ｊ／ＰＹＱ－２Ａの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
103	アクスル・ジャッキ・バー	キ	2.10.26	契約履行に必要となるＣ－２航空機用アクスル・ジャッキ・バーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
104	ＯＨ－１航空機整備用部品（ＰＹＬＯＮ　ＡＳＳＹ　AAM）の製造に係る契約	キ	2.10.26	契約履行に必要となるＯＨ－１航空機整備用部品（ＰＹＬＯＮ　ＡＳＳＹ　AAM）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
105	ＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＡＦＭＳテストポイントセット）の製造に係る契約	キ	2.12.7	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＡＦＭＳテストポイントセット）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
106	Ｖｏｉｃｅ ａｎｄ Ｄａｔａ Ｒｅｃｏｒｄｅｒ Ｓｙｓｔｅｍ（VADR）の製造に係る契約	イ	3.10.12	Ｖｏｉｃｅ ａｎｄ Ｄａｔａ Ｒｅｃｏｒｄｅｒ Ｓｙｓｔｅｍ（VADR）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ジーイー・アビエーション・システムズから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
107	ＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＣＡＢＬＥ ＡＳＳＹ ＲＥＬＡＹ ＰＡＮＥＬ ＴＥＳＴ ＳＥＴ）の製造に係る契約	キ	3.10.12	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＣＡＢＬＥ ＡＳＳＹ ＲＥＬＡＹ ＰＡＮＥＬ ＴＥＳＴ ＳＥＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
108	ＣＨ－４７Ｊ航空機用維持部品（ＣＬＯＣＫ）の製造に係る契約	キ	3.11.4	契約履行に必要となるＣＨ－４７Ｊ航空機用維持部品（ＣＬＯＣＫ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
109	アンチスキッド・コントロール・システム（Ｔ－４用）の整備器材の製造に係る契約	キ	4.1.14	契約履行に必要となるアンチスキッド･コントロール･システムの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
110	標的用えい航索の製造に係る契約	キ	4.8.29	契約履行に必要となる標的用えい航索の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
111	Ｃ－１３０Ｈ航空機用維持部品（ＰＩＴＯＴ　ＴＵＢＥ）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要となるＣ－１３０Ｈ航空機用維持部品（ＰＩＴＯＴ　ＴＵＢＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
112	Ｆ－２航空機用維持部品（ＣＬＯＣＫ）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要となるＦ－２航空機用維持部品（ＣＬＯＣＫ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
113	Ｆ－１５用人体傘、Ｆ－２用人体傘の製造に係る契約	イ	4.10.14	Ｆ－１５用人体傘、Ｆ－２用人体傘の製造に必要となるライセンス実施権を米国ＡＭＩ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓ，Ｉｎｃ．から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
114	赤外線探知装置ＩＲ受信器交換用治具（Ｎ－ＴＬ－１５）の製造に係る契約	イ	4.10.14	赤外線探知装置ＩＲ受信器交換用治具（Ｎ－ＴＬ－１５）の製造に必要となるライセンス実施権を米国レイセオン・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
115	Ｔ－４／ＦＤＲ用データ処理装置　Ｊ／ＵＹＱ－４Ｂの製造に係る契約	キ	4.10.31	契約履行に必要となるＴ－４／ＦＤＲ用データ処理装置　Ｊ／ＵＹＱ－４Ｂの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
116	ＯＨ－１航空機整備用部品（ＦＯＲＫ　ＡＳＳＹ，ＴＬＧ）の製造に係る契約	キ	4.11.9	契約履行に必要となるＯＨ－１航空機整備用部品（ＦＯＲＫ　ＡＳＳＹ，ＴＬＧ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
117	飛行試験教育用シミュレータの換装	オ	4.11.9	飛行試験教育用シミュレータの換装（その１）以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
118	Ｆ－１５用統合電子戦　ＥＣＭ装置右側制御器の製造に係る契約	キ	4.11.21	契約履行に必要となるＦ－１５用統合電子戦　ＥＣＭ装置　右側制御器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
119	ＡＦＭＳ試験装置の製造に係る契約	キ	4.11.21	契約履行に必要となるＡＦＭＳ試験装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
120	Ｆ－１５統合電子戦機用通信電子部品（空中線ユニット５）の製造に係る契約	キ	4.12.26	契約履行に必要となるＦ－１５統合電子戦機用通信電子部品（空中線ユニット５）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
121	イジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造に係る契約	キ	5.1.20	契約履行に必要となるイジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
122	イジェクタ・ラック用モニター装置の製造に係る契約	キ	5.2.2	契約履行に必要となるイジェクタ・ラック用モニター装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
123	誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造に係る契約	キ	5.3.14	契約履行に必要となる誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
124	対気諸元計算装置　Ｊ／ＡＳＫ－１の製造に係る契約	キ	5.5.12	契約履行に必要となる対気諸元計算装置　Ｊ／ＡＳＫ－１の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
125	慣性基準装置ＨＳＡ－１２１の製造に係る契約	キ	5.5.29	契約履行に必要となる慣性基準装置ＨＳＡ－１２１の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
126	ＡＨ－１Ｓ用整備用部品（ＢＡＴＴＥＲＹ，ＳＴＯＲＡＧＥ）の製造に係る契約	キ	5.5.29	契約履行に必要となるＡＨ－１Ｓ用整備用部品（ＢＡＴＴＥＲＹ，ＳＴＯＲＡＧＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
127	ＵＨ－６０Ｊ飛行情報処理装置（ＡＤＴ）の製造に係る契約	キ	5.6.2	契約履行に必要となるＵＨ－６０Ｊ飛行情報処理装置（ＡＤＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
128	Ｔ－４用人体傘の製造に係る契約	イ	5.6.16	Ｔ－４用人体傘の製造に必要となるライセンス実施権を米国ＡＭＩ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓ，Ｉｎｃ．から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
129	レンチ・アダプター降着系統の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要となるレンチ・アダプター降着系統の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
130	燃料タンク漏洩試験用器材の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要となる燃料タンク漏洩試験用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
131	ＦＬＣＣリギング器材の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要となるＦＬＣＣリギング器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
132	機内足場の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要となる機内足場の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
133	エンジン整備作業台の製造に係る契約	キ	5.7.28	契約履行に必要となるエンジン整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
134	主翼整備作業台の製造に係る契約	キ	5.7.28	契約履行に必要となる主翼整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
135	ＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＪＵＭＰＥＲ　ＨＯＳＥ　ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	5.7.28	契約履行に必要となるＳＨ－６０Ｋ用特殊工具（ＪＵＭＰＥＲ　ＨＯＳＥ　ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
136	米国Ｂｅｌｌ　Ｈｅｌｉｃｏｐｔｅｒ　Ｔｅｘｔｒｏｎ　Ｉｎｃ．製UH－２整備用部品に係る契約	ウ	5.9.4	ＵＨ－２整備用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Ｂｅｌｌ　Ｈｅｌｉｃｏｐｔｅｒ　Ｔｅｘｔｒｏｎ　Ｉｎｃ．から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
137	魚雷回路テスターの製造に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要となる魚雷回路テスターの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
138	Ｆ７－１０エンジン整備用器材の製造に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要となるＦ７－１０エンジン整備用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
139	テール整備作業台Ⅱ型の製造に係る契約	キ	5.9.26	契約履行に必要となるテール整備作業台Ⅱ型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
140	油圧機能部品試験装置（ＮＳＨ－４Ｍ）の製造に係る契約	キ	5.10.20	契約履行に必要となる油圧機能部品試験装置（ＮＳＨ－４Ｍ）　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
141	レーダ冷却液補充器材の製造に係る契約	キ	5.10.20	契約履行に必要となるレーダ冷却液補充器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
142	Ｆ－１５航空機用計器（ＩＮＤＩＣＡＴＯＲ）の製造に係る契約	イ	5.10.20	Ｆ－１５航空機用計器（ＩＮＤＩＣＡＴＯＲ）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
143	Ｐ－１搭載型トーバーの製造に係る契約	キ	5.11.20	契約履行に必要となるＰ－１搭載型トーバーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
144	ＣＶＦＤＲデータ読取装置の製造に係る契約	キ	5.12.12	契約履行に必要となるＣＶＦＤＲデータ読取装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
145	Ｃ－２航空機用機体部品の製造に係る契約	ア	5.12.26	Ｃ－２航空機用機体部品（ＥＱＵＩＰＭＥＮＴ　ＡＳＳＹ　ＤＩＳＰＬＡＹ　ＵＮＩＴ　ＮＶ）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
146	スタンド・オフ電子戦機用補用品の製造に係る契約	カ	5.12.26	スタンド・オフ電子戦機（その１）から（その３）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
147	スタンド・オフ電子戦機用地上整備器材の製造に係る契約	カ	5.12.26	スタンド・オフ電子戦機（その１）から（その３）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
148	燃料計量システム較正器材の製造に係る契約	キ	6.1.16	契約履行に必要となる燃料計量システム較正器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
149	ＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＳＥＡＲＣＨＬＩＧＨＴ）の製造に係る契約	キ	6.1.19	契約履行に必要となるＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＳＥＡＲＣＨＬＩＧＨＴ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線：35561 35565 35571 35577
150	ＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＳＥＡＲＣＨＬＩＧＨＴ，ＣＯＮＴＲＯＬＬＡＢＬＥ）の製造に係る契約	キ	6.1.19	契約履行に必要となるＵＨ－６０Ｊ航空機用機体部品（国産）（ＳＥＡＲＣＨＬＩＧＨＴ，ＣＯＮＴＲＯＬＬＡＢＬＥ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
151	Ｐ－１用機体初度部品	エ	6.1.23	Ｐ－１航空機の試作契約での成果を継承し、Ｐ－１航空機用機体部品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	

Ｆ－１５航空機用部品（ＤＵＣＴ）：Ｐ／Ｎ一覧表

掲載番号	掲載日	Ｐ／Ｎ
１８	28.7.22	１５ＦＳ６３００１－３４９
	29.9.1	１５ＦＳ６３００１－２６５
	30.10.5	１５ＦＳ６３００１－３０５
		１５ＦＳ６３００１－２３７
	1.8.23	１５ＦＳ６３００１－２７５
	2.9.7	１５ＦＳ６３００１－２７３
		１５ＦＳ６３００１－２９７
	5.9.26	１５ＦＳ６３００１－３１３